

令和7年度 一般社団法人岐阜県農畜産公社事業計画書

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

I 法人の概況

1 移行年月日 平成25年4月1日

※平成11年4月1日付け（社）岐阜県畜産開発公社（昭和48年4月28日設立）と（財）岐阜県農業公社（昭和47年6月1日設立）が統合

2 定款に定める目的

公社は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 畜産生産基盤の整備
- (2) 農地の集積・集約化
- (3) 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援
- (4) 農福連携の推進
- (5) 農産物の安全ブランド化の推進
- (6) 優良な乳用牛及び肉用牛の育成
- (7) 優良な肉用牛資源の供給
- (8) 畜産公共施設の維持管理業務の受託
- (9) その他公社の目的達成に必要な事業

4 所管官庁に関する事項

岐阜県農政部農政課

5 会員の状況及び出資金・基金等

(1) 出資金

会 員（構成員）	出 資 金（千円）	備考
岐阜県	230,000	（基本財産）
岐阜県酪農農業協同組合連合会	18,000	
全国農業協同組合連合会	14,000	
岐阜県信用農業協同組合連合会	13,000	
岐阜県農業協同組合中央会	500	
計	275,500	

6 主たる事務所・事業所等の所在地

主たる事務所：岐阜市藪田南5-14-12

（ぎふ清流GAP推進センター：岐阜市下奈良2丁目2番1号）

事務所等 東濃牧場：恵那市長島町鍋山4-66
飛騨牧場：高山市清見町櫓谷116-4
（美濃駐在：美濃市生櫛1612-2）
（美濃加茂駐在：美濃加茂市古井町下古井2610-1）R7.4.1開設見込み
（恵那駐在：恵那市長島町正家字後田1067-71）
（高山駐在：高山市上岡本町7-468）

7 役員等に関する事項

令和7年3月19日現在

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別	所 属 職 名	備 考
理事長	雨宮 功治	常勤	岐阜県農政部長	
理 事	足立 葉子	非常勤	岐阜県酪連代表理事会長	
理 事	清水 清人	非常勤	全農岐阜県本部運営委員会会長	
理 事	山内 清久	非常勤	岐阜県信連経営管理委員会会長	
理 事	櫻井 宏	非常勤	兼岐阜県農協中央会代表理事会長	
理 事	村下 貴夫	非常勤	一般社団法人岐阜県畜産協会会長	
理 事	岩井 豊太郎	非常勤	一般社団法人岐阜県農業会議会長	
理 事	春見 秀則	非常勤	岐阜県指導農業士連絡協議会会長	
理 事	國枝 慎太郎	非常勤	岐阜県議会議員	
理 事	小川 祐輝	非常勤	岐阜県議会議員	
監 事	西村 寿文	非常勤	全農岐阜県本部長	
監 事	野津 博和	非常勤	岐阜県信連代表理事理事長	

(1) 定款第19条に定める定数

理事：8名以上15名以内

監事：2名以内

(2) 現在数

理事：10名

監事：2名

(3) 任 期

理事：令和5年6月30日から令和7年度定時総会まで

監事：令和3年6月30日から令和7年度定時総会まで

8 職員に関する事項

令和7年3月19日現在

職員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	47名	3名	56歳2ヵ月	7年11ヵ月
女性	17名	0名	50歳9ヵ月	3年11ヵ月
合計又は平均	64名	3名	54歳9ヵ月	6年10ヵ月

(注) 上記職員数には、専門員までが含まれる。

9 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

(単位：千円)

事業年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期繰越収支差額	85,054	82,112	111,069	3,001
当期収入合計	1,407,576	1,508,710	2,109,224	1,784,386
当期支出合計	1,410,518	1,479,753	2,217,292	1,762,764
当期収支差額	△ 2,942	28,957	△ 108,068	21,622
次期繰越収支差額	82,112	111,069	3,001	24,623
資産合計	1,072,434	1,144,241	980,614	1,019,075
負債合計	645,722	723,718	635,377	746,869
正味財産	426,712	420,523	345,237	272,206
うち当期正味財産増減額	△ 16,609	△ 6,189	△ 75,286	△ 73,031

Ⅱ 事業計画

【1】基本方針

最近の日本農業を取り巻く環境は、かつて経験したことのない大変厳しいものとなっている。世界的な異常気象、世界各地で頻発する軍事紛争、長引く円安基調により肥料や飼料などあらゆる資材が高止まりしたままであり、多くの資材を輸入に頼る日本の農業経営を圧迫している。加えて生産物への価格転嫁もままならないことも収益増とならない要因となっている。また、国内の生産現場では、離農や後継者不足、耕作放棄地の増加、近年多発する大規模自然災害等の生産基盤の損失といった多くの問題を抱えている。一方、世界的な人口増加に伴う食糧危機が危惧されるなか、日本はこれまで食料の多くを外国に依存してきたが限界にきている。食料安全保障の観点からも過度な輸入依存から脱却し、食料自給率の大幅な向上と持続可能な農業の発展を図ることが、これからの日本農業に強く求められている。

こうしたなか、国は、令和6年の通常国会で多くの資材を輸入に依存する構造の転換を図るとし、「食料安全保障の確立」、「合理的な価格形成」等を新たな基本理念に掲げる「食料・農業・農村基本法改正案」及び関連法案を成立させ、改正後5年間を「農業構造転換集中対策期間」に位置付け、計画的・集中的に施策を講じるとしている。さらに、改正基本法の成立を受けて、農家らの所得向上を重視して次期「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めている。

本県においても、令和3年3月に新たな「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりに向け、多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくりを重点課題として、令和3年度から5年間で新たな担い手：2,200人・経営体を育成する「新担い手育成プロジェクト」に取り組んでいる。

また、新たな取り組みとして、想定外の高温への対応や大雨時の洪水被害を軽減できる田んぼダムの導入促進など「災害に強い農村づくり」に取り組むことにしている。

こうしたなか、当公社は、平成29年4月に設置した「ぎふアグリチャレンジ支援センター」がワンストップ農業支援窓口として、新規就農者の確保と定着、担い手の経営支援を行っている。また、平成30年度に、同センター内に設置した「農福連携推進室」を令和6年度に「ぎふ農福連携推進センター」に改組し、農福連携のさらなる普及拡大と農業分野で活躍する障がい者らの支援を行っている。さらに令和2年度に設置した「ぎふ清流GAP推進センター」は岐阜県産農産物の安全ブランド化を推進するため、ぎふ清流GAP評価制度の推進・普及を図っている。

こうした取り組みに加え、引き続き担い手農家への農地集積・集約や、優良乳用初妊牛や肉用牛の供給等を行い、岐阜県農業の生産基盤の充実と元氣な農業の構築、及び県民への安定的な食料供給を目的に、県及び関係機関と連携して積極的に事業を推進する。

【2】事業計画内容

〈畜産部門〉

1 優良な乳用牛及び肉用牛の育成事業及び肉用資源の供給拡大事業

最近の畜産を取り巻く情勢は、景気低迷による畜産物の価格低迷、購入飼料を始めとする生産資材の高騰から経営収支が悪化している。これに伴い離農する農家が増えており、加えて農家の高齢化による担い手不足が深刻な問題となっている。この他にも相次ぐ家畜伝染病の発生を受けて、「家畜伝染病予防法」が改正されており、生産者には家畜飼養衛生管理基準の徹底と防疫体制の強化が求められている。

こうした中、県内農家のニーズに合った優良な後継牛を育成し、安定的に供給することが公社の重要な使命と認識している。

以上のことを踏まえ、公社は、東濃、飛騨牧場の指定管理者としての責務を果たしながら、県酪農と肉用牛振興の推進に努めると共に、農家に信頼される自立した牧場運営を目指して令和7年度は、以下の事業を実施する。併せて、持続可能な牧場経営、家畜飼養衛生管理の体制強化を図るため、HACCP方式の導入等に引き続き取り組むこととする。

(1) 家畜育成事業

ア 東濃牧場

① 乳用雌牛の育成事業

・ 哺育牛の育成事業

県内酪農家の自家産で後継牛を確保したいという強い要望から、優良な乳用雌子牛を農協を通じて新たに年間420頭（R6年度見込み：385頭）を買い取り、おおむね6ヶ月齢まで哺育育成する。

・ 育成牛の育成事業

哺育育成を終了した育成牛を初妊牛として、県内酪農家に390頭（同433頭）を譲渡する。

・ 受精卵移植事業

肉用子牛の増頭を図るため、飛騨牧場で採卵した優良な受精卵80卵（同20卵）を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

岐阜県畜産研究所が開発した性判別受精卵の保存技術を活用して、乳用牛から採卵し性判別された雌受精卵50卵を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで哺育育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に17頭（同21頭）を譲渡する。また、和牛繁殖牛の更新向けに雌子牛2頭を繁殖素牛として内部保留する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛等を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数：40頭（同44頭）

・ 予定受託延頭数：4,000頭（同4,299頭）

イ 飛騨牧場

① 肉用牛の繁殖育成事業

和牛繁殖雌牛を夏山冬里方式で飼育し、250頭（同253頭）の子牛生産を行う。優秀な牛群整備と繁殖雌牛増頭のために育種価等により選抜した能力の高い産子を新たに20頭を内部保留し、牛群の改良・増頭を図ることにしている。

また、全国的な発生が見られる牛白血病の対策（抗体検査による牧区分け、放牧中の定期的な忌避剤塗布等）を進め、牧場の清浄化・維持を図る。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に200頭（同196頭）を譲渡する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数：80頭（同88頭）

・ 予定受託延頭数：7,000頭（7,737頭）

④ 育成牛の能力調査事業

遺伝的能力のはっきりしていない初産牛子牛について、肉質調査のため新たに22頭（同21頭）を保留し、肥育を行い、肉質を調査する。

⑤ 和牛初妊牛譲渡事業

肉用繁殖経営の規模拡大・新規参入を推進するため、新たに５頭（同４頭）を初妊牛候補牛として保留し、６頭（同０頭）を県内繁殖農家に譲渡する。

⑥ 受精卵供給事業

和牛繁殖雌牛の改良及び和牛の増頭に寄与するために、４００卵（同２００卵）の優良受精卵を採取し、３００卵（同１３０卵）を県内農家に販売する。また、８０卵（同２０卵）を東濃牧場に供給し、改良用として２０卵を保留する。

２ 畜産公共施設の維持管理業務受託事業

（１）県営牧場維持管理業務受託事業

県から東濃牧場及び飛騨牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、管理運営を行う。

なお、令和８年度から始まる第５期指定管理期間に向けて、準備・申請を行うことにしている。

事業名	事業費（千円）	受託先	実施牧場	業務内容
牧場管理受託事業	27,935	県（21,102千円）	東濃牧場 飛騨牧場	・土地、建物、施設、 物品の維持管理 ・使用承認事務等

（参考：各牧場の面積）

区分	東濃牧場	飛騨牧場	計
面積			
採草地	53 ha	44 ha	97 ha
放牧地	122 ha	237 ha	359 ha
その他	67 ha	127 ha	194 ha
計	242 ha	408 ha	650 ha

３ 畜産生産基盤整備事業

既存の畜産地帯の再整備を推進し、今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の拡充、畜舎や家畜排せつ物処理施設等の整備を行い、生産及び流通単位としての生産団地を建設整備する。

令和７年度は、新規地区として東濃東部第二地区で初年度となる東濃牧場整備事業（畜産担い手育成総合整備事業）を実施する。

○東濃東部第二地区

（１）東濃牧場整備事業（畜産担い手育成総合整備事業）

・実施年度：令和７年度～１１年度

・実施市町村：中津川市、恵那市

・令和７年度事業

事業種目	事業量	事業費（千円）	備考
基本施設整備			
草地整備改良	１９．８ ha	４４，０００	岐阜県東濃牧場
用排水施設整備	１式	９，２３０	同上
測量・試験費	１式	１０，０００	同上
合計		６３，２３０	

（注）金額は直工事費ベース

〔 ぎふアグリチャレンジ支援センター 〕

〈 農地部門 〉

4 農地中間管理事業

担い手への農地集積・集約化を促進するための「農地中間管理事業を推進に関する法律」が制定され、公社が、同法に基づく農地中間管理機構として平成26年3月に県より指定を受けた。

本県における担い手への農地集積割合が約4割強（令和5年度末）にとどまる中で、担い手を中心とした農業構造への転換は急務の課題であり、岐阜県が定めた「岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「県基本方針」という。）」に基づき、農地の借受け・貸付けを実施し、担い手への農地集積・集約化の加速を図っている。

令和6年度に地域農業の将来のあり方を示した地域計画が県下41市町村で策定され、令和7年度は地域計画の実現に向けて機構（公社）、市町村、農業委員会やJA等とが連携し、一体となって事業の推進を図ることにしている。

また、本年度は10年契約の中間管理権が期間満了となり更新のピークとなるとともに、法改正に伴い、市町村の農用地利用集積計画で行われていた権利移転の相当部分が機構事業に移行するため、円滑に更新業務を進めることにしている。さらに、令和4年度から取り組んでいる機構関連事業を利用した遊休農地の解消、農地集約化を支援する事業を継続実施する。

（1）農地の借受・貸付

（単位：ha）

区 分	R 6 末累積見込	R 7 計画	R 7 末累計見込
農地の借受 （更新）	14,207.1	6,050.0 （2,770.0）※2	20,257.1
うち貸付 （更新）	14,204.4	6,000.0 （2,770.0）※2	20,204.4
うち中間保有	12.9	50.0	62.9

※1 うち中間保有面積については、過年度に貸付契約した農地が途中解約により中間保有となった農地を含むため、借受面積から貸付面積を差し引いた面積と必ずしも一致しない。

※2（ ）内の数値は更新計画面積

（参考）県基本方針における推進目標

○ 担い手が利用する農地の面積及び集積率

R1：20,637ha、37.0% → R12：40,950ha、78%

※県基本方針に定められた担い手が利用する農地の目標面積（R12：43,212ha）の6割程度（R12：25,500ha）を農地中間管理事業で担うことを公社目標とする。

（2）遊休農地解消緊急対策事業

機構（公社）が借り受けた遊休農地において、機構関連事業を利用した簡易な農地整備を実施し担い手に貸し付ける。

5 農地売買等事業

本事業は、「農業経営基盤強化促進法」で定める特例事業として旧農地保有合理化事業の継続事業であり、経営規模縮小農家等から農地を買い入れ、農業経営の規模拡大に意欲のある農家等に対し売り渡すものである。

(1) 売買事業

令和7年度は事業制度の周知を行い、事業要件に基づいて売買リスクが生じない手法で、適正かつ円滑に事業を実施する。

(単位：件、ha、千円)

区 分	計 画		
	件 数	面 積	金 額
買 入	10	2.0	5,000
売 渡	10	2.0	5,000

(2) 長期保有農地有効活用事業

(単位：ha、千円)

区 分	面 積	賃料収入等	備 考
担い手農家への貸付	1.3	25	本巢市

〈 担い手部門 〉

6 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援事業

最近の農業生産現場では、農業従事者の高齢化や離農が進み、担い手不足が深刻化しており、新規就農者の育成・確保・定着が急務となっている。こうした中、基本方針に述べたとおり、岐阜県方式による支援体制を強固にするため、平成29年4月に就農相談から研修、就農、営農定着までを一貫して支援する「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を、公社に設置したところである。

公社は、関係機関の協力を得て同センターの円滑な運営を図り、ワンストップ農業支援窓口として、就農等の相談対応や研修などの就農準備への支援、就農後の営農定着に向けた担い手経営支援を一体的に行っている。また、令和元年度から農業分野の労働力確保に向けて、外国人材の活用を目的として相談を受け付けている。

(1) 就農・就業相談窓口事業

ワンストップ農業支援窓口として、新規就農、担い手の法人化、企業等の農業参入など多様化、複雑化する相談に対応する。

① 就農・就業相談業務

- ・就農・就業相談（面談、メール、電話）
- ・就農・就業相談会やセミナーの開催（ぎふアグリチャレンジフェア 等）
- ・就農・就業ポータルサイト「ぎふっ晴れ」による就農関連情報の発信
- ・啓発資料作成・配付
- ・経営継承に係る相談
- ・就農体感ツアー 等

② 就農支援研修業務

- ・やる気発掘農業ゼミ
- ・新規就農者育成支援研修
- ・就農体験研修
- ・農業担い手育成セミナーの開催 等

- ③ 農業経営体育成業務
 - ・ ぎふ農業経営学院（農業経営塾）の開催
 - ・ 農業経営の法人化、集落営農の広域連携・合併支援 等
- ④ 企業の農業参入支援業務
 - ・ 企業等の農業参入相談
 - ・ 企業等の農業参入に係るマッチング 等
- ⑤ 外国人材の活用相談業務
 - ・ 外国人材の就農・就業相談
 - ・ 外国人材の活用研修会等の開催
 - ・ 繁忙期が異なる産地との連携による外国人材を活用する仕組みづくりの支援 等
- ⑥ 就農応援隊支援業務
 - ・ 就農を地域ぐるみで応援する地域就農応援隊との連携

（２）農業経営者法人化等総合サポート事業受託事業

県からの委託を受けて、就農希望者や経営面での課題を有する農業者に対し、就農、法人化・経営継承等に関する支援を行う就農サポート・経営サポート活動を実施する。

- ① 経営サポート活動業務
 - ・ 農業経営の改善等の相談対応
 - ・ 定例相談会、オンライン相談会の実施
 - ・ 課題解決のための専門家（中小企業診断士、税理士等）の派遣
 - ・ 経営改善研修会の開催 等
- ② 就農サポート活動業務
 - ・ 新規就農・就業相談（面談、メール、電話）
 - ・ 就農関連情報収集及び情報発信
 - ・ 啓発資料作成・配付

（３）新規就農者育成総合対策事業

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（２年以内）の資金を交付する。

併せて、資金受給者への研修状況と研修終了後の就農・就業状況を随時確認する。

新規就農準備資金交付計画

区 分	事業計画	R6実績	増 減	備 考
交付対象者（人）	25	15	10	継続：13人 新規：12人
交付総額（千円）	32,625	21,625	11,000	

（４）次代へつなぐ農業経営継承推進事業（新規）

経営継承に関する啓発資料作成や、経営移譲希望者の関連情報を一元管理し継承希望者とのマッチングを支援するほか、中小企業診断士など専門家派遣による個別支援を行う。

(5) 儲ける農業経営者育成支援事業（新規）

新規就農者等を対象として、経営計画の立案、雇用や財務など経営の基礎を学ぶ研修を開催するほか、意欲ある農業経営者と経営ノウハウを共有できる場を創出する。

〔 ぎふ農福連携推進センター 〕

〈 農福連携部門 〉

7 農福連携支援事業

政府は、平成28年6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中で農福連携の推進を掲げ、支援事業を展開している。農福連携の推進により、障がい者の就労機会の拡大と農業者にとっては労働力の確保につながることを期待している。そこで、平成30年4月に農福連携の推進・強化を図るため、公社内に「農福連携推進室」を設置し、さらに令和6年度からは同室を「ぎふ農福連携推進センター」に格上げし、更なる農福連携の推進を図り、ワンストップサービスを実施するとともに、以下の事業等に取り組んでいる。

(1) 農福連携推進活動事業

障がい者の自立と農業分野での就労を促進するため、県が令和4年4月に策定した農福連携推進アクションプランに従い、新たに障がい者を受け入れる農業者の取組や農業に取り組む障害福祉サービス事業所を支援している。印刷物や研修会、相談会等を通じた啓発、農業者が障がい者施設に農作業を初めて委託するか雇用する場合の費用助成、障がい者を受け入れる農業者や農業に参入する障害福祉サービス事業所の施設等整備への助成を行う。さらに、令和7年度は、「ノウフクの日（11月29日）」のPRイベント等の障がい者が生産工程に携わった農産物とその加工品の周知と販売促進のための事業を行う。

① 農福連携の啓発と農業就労支援の実施

- ・ 農福連携推進研修会の開催等
- ・ 障がい者受入体験助成

② 農福連携推進活動事業

- ・ 障がい者農業体験講座の開催
- ・ 農業経営体に対する雇用促進や経営改善につながる環境整備に対する助成
- ・ 福祉事業所が農業参入するための施設等整備に対する助成
- ・ ノウフクJAS認証取得助成

(2) 農福連携推進強化事業

農福連携には、一般消費者や企業の理解や認知度の向上が必要であることから、下記事業を通じて農福連携の推進強化を図ることにしている。

① ノウフク商品販売促進事業

- ・ 農福連携事業者と消費者をつなぐ流通・販売事業者（ぎふノウフクサポーター）の掘り起こし、協力体制の構築
- ・ SNSを活用したノウフク商品のPR、先駆的取り組みの紹介による農福連携の認知度の向上

② ノウフクマルシェ開催事業

- ・ 県内外で先駆的に取り組む事業者によるマルシェの開催
- ・ 県内事業者の県外マルシェへの出店とスキルアップ

③ 農福連携魅力発信事業

- ・ 消費者やバイヤーを対象とした農福連携実践農場等を視察するバスツアーの開催

(3) 障がい者農業参入チャレンジ事業受託事業

障がい者の新たな就労分野として農業に進出するために必要な農作業等の受委託のマッチングや技術サポート、農業と福祉の相互理解を促進するためのセミナーを行うことで、福祉と農業の地域連携を深め、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上、農業者の担い手確保を図る。

(4) 農福連携技術支援者育成研修事業（新規）

農林水産省が農福連携を推進する人材育成の共通の枠組みとして実施している「農福連携技術支援者育成研修」を当県でも実施することにより、更に高度な専門人材の育成を図り、その派遣を行う。

〈 ぎふ清流GAP推進センター 〉

8 農産物の安全ブランド化推進事業

農業生産現場において、食品安全、労働安全、環境保全などの取組を通じて、農産物の安定供給と持続可能な農業経営を維持することが求められ、GAPの取組が重要となっている。

このため、県は、GAP実践の定着・拡大を通じて県産農産物の安全ブランド化を推進し、農業者への支援、消費者の認知度向上に取り組んでいる。そうした中、令和2年度に公社内にGAPの拠点組織となる「ぎふ清流GAP推進センター」を開設し、県及びJAグループと連携して、「ぎふ清流GAP評価制度」の運用と推進を図っているところである。

令和7年度は、以下の事業を実施する。

(1) ぎふ清流GAP推進事業

「ぎふ清流GAP推進センター」に専門の農場評価員と組織評価員を配置し、GAP拠点組織として、「ぎふ清流GAP制度」の運用、GAP相談窓口、GAP認証のサポートを実施する。

① ぎふ清流GAP評価制度の運用と農場評価の実施

- ・ 県の依頼を受け、センターの専門評価員による農場評価の実施
- ・ GAP相談窓口の運用と産地の取組支援
- ・ GAP認証のサポート

② ぎふ清流GAP評価制度の啓発・普及

- ・ 農業者や指導者を対象とした制度研修の開催と組織的な取組の支援

(2) GAP指導員の育成事業

県内産地におけるGAPの取組拡大を目指すため、GAPに対する正しい知識と力を備え、農業経営におけるリスクを発見し、改善について農業者を指導できる指導員を育成する。

① GAP指導員の養成・維持更新

- ・ 県職員やJA職員などのGAP指導員の新規養成と維持更新のための研修の実施
- ・ 組織評価員を育成するためのステップアップ研修の実施
- ・ きのこ生産者のGAP取組支援と指導員研修会の実施

〈 その他 〉

9 牧場ふれあい事業

自然に恵まれた東濃牧場及び飛騨牧場を広く県民に開放し、憩いの場所を提供するため、次の事業を行う。

(1) 東濃牧場

牧場作業の体験、畜産の加工体験、家畜とのふれあい及びイベントの開催場所の提供等を行う。

(2) 飛騨牧場

県民に牧場の景観等の提供を行うため、条件付きで牧場の開放を行う。

開放期間：毎年7月から翌年3月まで

開放条件：団体に限る、牧場運営に支障を来さない期間・場所、携帯電話必携等